

令和7年9月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)	笠間市 (08216)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧笠間町地区 (笠間、石井、赤坂、下市毛、日草場)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・1筆ごとの農地の面積が小さく、機械化が進まない(効率的な営農ができない)。
- ・鳥獣類による農作物被害が多い。
- ・将来的に後継者不足が懸念されるため、担い手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・鳥獣被害防止に努め、電気柵などの設置を推進し、農地を守っていく。
- ・担い手が減少しているため、耕作しづらい農地は保全管理に努め、優良農地を優先的に耕作する。
- ・基盤整備等ができるところは行い、優良農地を確保し、地域内外から担い手を呼び込む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	267 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	267 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手への集積・集約化を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、担い手を確保していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るために、整備が可能な農地については事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が不足しているため、関係機関と協力し、地域外から新しい経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、委託できる作業は農業支援サービス事業者等へ委託し、効率的な営農を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止に努め、電気柵などの設置を推進し、農地を守っていく。